

社会福祉法人西春日井福社会役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人西春日井福社会（以下「法人」という。）定款の規定等に基づき、役員及び評議員並びに法人が設置する組織の委員等（以下「役員等」とする。）に対して支給する報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 理事長とは、定款第16条第2項に基づき置かれる理事をいう。
- (4) 専任とは、役員のうち法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非専任とは、役員のうち専任以外の者をいう。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等及び費用の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等及び費用を支給する。

- (1) 理事長については、報酬、賞与及び旅費を支給する。
- (2) 非専任の役員については、業務に応じた報酬及び旅費を支給することとし、賞与は支給しない。
- (3) 評議員については、業務に応じた報酬を支給する。
- (4) 法人経営及び施設運営を円滑に遂行する上で設置する組織の委員については、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 理事長の報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等及び費用の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- 2 非専任の理事及び監事の報酬の額については、別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額については、別表第3に定める額とする
- 4 法人の事業活動を円滑に遂行するために設置する次の組織の委員に対する報酬等の額については、別表第3に定める額とする。
 - (1) 運営協議会の委員
 - (2) 施設の入所選考委員会の委員
- 5 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(法人の職員を兼ねる者の併給調整)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とし、役員等が指定する金融機関の口座へ振込により支給する。

- (1) 報酬については、当該月の勤務実績による報酬の合計額を翌月10日に支給する。ただし、当該日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、職員の例による。
- (2) 賞与については、6月30日及び12月10日とする。ただし、当該日が土曜日、日曜日

及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、職員の例による。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人西春日井福社会役員報酬等に関する規程は、廃止する。

別表1（理事長の報酬）

種 別	支給区分	報酬の額
非専任	時間給	6,000円

別表2（理事長の賞与）

支給月	算 定 方 法
6月の賞与	対象期間（前年10月から3月までの6か月間）の平均報酬月額×成績率（100分の150以上100分の200以内）かつ予算の範囲内
12月の賞与	対象期間（4月から9月までの6か月間）の平均報酬月額×成績率（100分の150以上100分の200以内）かつ予算の範囲内

成績率（事業計画の達成度合い、施設利用者の稼働率、職員の定着率により判断する）

別表3（非専任役員等の報酬）

役職名	報酬の区分	支給区分	報酬の額
評議員	評議員会への出席	日額	10,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤		6,000円
理 事	理事会への出席	日額	10,000円
	上記の他、法人及び施設の業務のための出勤		6,000円
監 事	監事監査への出席	日額	10,000円
	理事会、評議員会への出席		10,000円
	上記の他、法人及び施設の業務のための出勤		6,000円
委 員	運営協議会への出席	日額	6,000円
	施設の入所選考委員会への出席		6,000円